

令和4年9月9日

各認定訓練施設代表者 殿

神奈川県産業労働局労働部産業人材課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症患者の療養期間等の見直しについて

日頃、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、自宅・自主療養者、宿泊療養者等の療養期間が見直され、有症状者は10日間から7日間へ短縮されました。無症状者は7日間と変更はありませんが、抗原定性検査キットを活用し療養期間の短縮が可能となりました。

また、療養期間中、必要最低限の外出が可能となりました。

詳細につきましては、別添資料をご参照いただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- 「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」
(2022.9.8 神奈川県医療危機対策本部室)

問合せ先

産業労働局労働部産業人材課
技能振興グループ 上野、冠木
電話 045 (210) 5720

新型コロナウイルス感染症の患者に対する 療養期間等の見直しについて

(令和4年9月7日付け厚労省事務連絡)

医療危機対策本部室

2022.9.8

1 厚生労働省事務連絡(2022.9.7)

2022年9月7日厚生労働省事務連絡
新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

療養期間等の短縮について

【有症状患者】

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には**8日目から解除**を可能とする

【無症状患者】

- ・検体採取日から7日間経過した場合には**8日目に療養解除**を可能とする（従来から変更なし）
- ・5日目の**検査キットによる検査で陰性**を確認した場合には**5日間経過後（6日目）に解除**を可能とする

令和4年9月7日から適用
※現療養者も適用



周知

- ・ホームページ
- ・各団体への通知
- ・記者発表等

事務連絡
令和4年9月7日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発0225 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「令和3年2月25日付け課長通知」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け（令和4年2月2日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき対応をお願いしており、その療養期間については、

- ・有症状患者については、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から解除を可能
- ・無症状患者（無症状病原体保有者）については、検体採取日から7日間を経過した場合に8日目に療養解除を可能（ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること）

を基本としています。

今般、オミクロン株の特性を踏まえた療養期間等については、本日の第98回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける議論を踏まえ、Withコロナの新たな段階への移行を見据え、以下のとおり見直すこととしましたので、内容について御了解の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

なお、本見直しについては、本日（令和4年9月7日）より適用となり、同日時点で患者である者にも適用いたします。

2 陽性者の療養期間

陽性者の分類		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目	11 日目
自宅・自主療養者 宿泊施設療養者 	有症状	発症	不要不急の外出自粛							^{*1} 解除	自主的な健康観察、感染対策		
	^{*4} 無症状	検体採取日	不要不急の外出自粛							解除			
			不要不急の外出自粛				抗原検査キット ^{*2} 陰性	解除	自主的な健康観察 感染対策				
高齢者施設入所中の 陽性者 	有症状	発症	不要不急の外出自粛										^{*3} 解除
	^{*4} 無症状	検体採取日	不要不急の外出自粛							解除			
			不要不急の外出自粛				抗原検査キット ^{*2} 陰性	解除	自主的な健康観察 感染対策				
入院患者 ^{*5} (療養期間中の退院例) 	発症		入院中				退院 (7日目前)	不要不急の外出自粛		^{*1} 解除	自主的な健康観察、感染対策		
			入院中							退院 (7日目後)	不要不急の外出自粛		^{*3} 解除

^{*1} 発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過

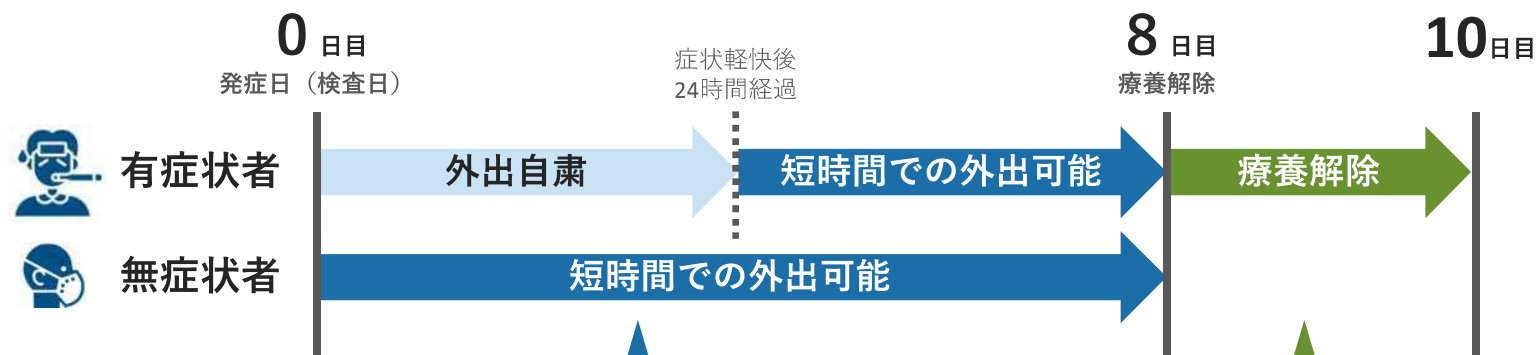
^{*2} 抗原検査キットは自費検査とし薬事承認されたものを必ず用いること

^{*3} 発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過

^{*4} 無症状者が途中で発症した場合は、発症日を0日として有症状者の療養期間となる。

^{*5} 入院患者については退院に関する基準を参照（令和3年2月25日健感発0225第1号厚労省通知）

3 療養期間中の外出自粛の考え方



療養期間中の外出における留意点

- **短時間での外出とすること**
(食料品等の買い出し等必要最小限の外出)
- **公共交通機関の利用は不可**
- **感染対策を徹底すること**
(マスクの着用等の感染予防行動)

療養解除後の留意点

- **自身による健康状態の確認**
(検温等)
- **公共交通機関の利用は可能**
- **高齢者等ハイリスク者との接触は避ける**
(ハイリスク施設への不要不急の訪問を含む)
- **感染リスクの高い場所の利用を避ける**
(食事等を含む)

4 現在療養中の方への周知及び対応

